

信号機設置の指針

信号機を設置する場合、警察庁の制定した「信号機設置の指針」に基づいて、事前に交通量や交通事故の発生状況、交差点の形状などを調査・分析して必要性の高い場所を選定しています。

また、周囲の環境の変化などで、交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機は信号機の撤去を検討することとしています。

※ 信号の設置が適切でない場合や、必要性の低下した信号機を撤去しない場合は、信号無視を誘発したり、渋滞の原因になるからです。

信号機を設置する場合は、次の「必要条件」の全てに該当することに加え、原則として「択一条件」のうち、いずれかの条件に該当することとしています。

県警では、信号機の設置にあたっては、設置の効果・緊急性を検討し、より必要性の高いものから設置を行っています。

必要条件（全てに該当すること）

- 1 一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。

※ 車両同士がすれ違いきれない場所では、赤信号で信号待ち中の車両の横を対向車が通行できず、交差点内で車両が滞留してしまうことで追突事故などの原因につながります。

また、青信号だからといって無理に幅員の狭い道路を通行しようとして、接触事故の原因になったり、路側帯にはみ出して歩行者との事故が懸念されます。

- 2 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。ただし、歩行者の横断がない場所については、この限りではない。

※ 信号がある以上、歩行者も信号機に従わなければなりません。歩行者が安全に信号待ちをする場所が必要です。

- 3 主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上であること。

※ 交通量が少ない場合、車両が通過しないのに信号待ちをすることになり、運転者や歩行者のイライラの原因になったり、信号無視を誘発することになります。

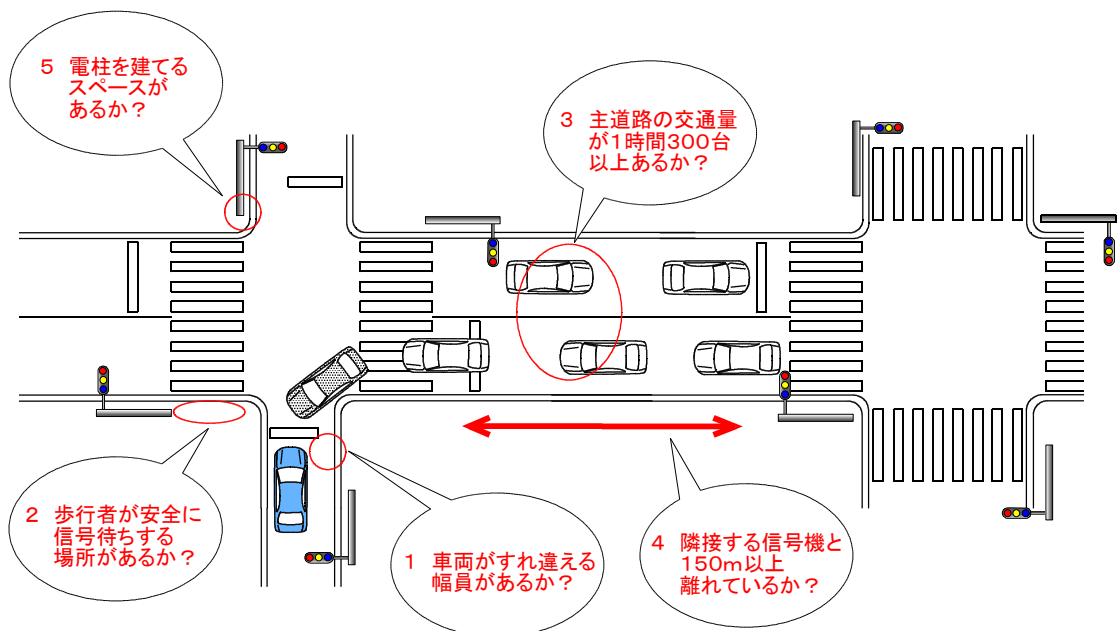
- 4 隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。

※ 信号機同士が隣接する場合、信号の見間違いや見落としによる交通事故が発生しているほか、交通渋滞の原因にもなっています。

- 5 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。ただし、信号柱を設置せずに、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できる場合は、この限りではない。

※ 地下に水路・水道管・ガス管などあったり、河川、橋、トンネルの付近などで信号の柱が建てられない場所や、柱が建ったとしても信号灯器が見やすい場所に設置できなければ、信号の設置ができません。

「信号設置の指針」 必要条件の概要



※ 1～5までの全ての条件に該当しているほか、「択一条件」のいずれかに該当することが必要です。

択一条件（いずれか1つに該当すること）

- 1 信号機を設置しようとする場所又はその付近において、信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生しており、かつ、交差点の形状、視認性、車両の速度、当該場所における物損事故の件数等から事故発生原因を調査・分析した結果、交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められること。

※ 信号を設置していれば防げた交通事故が頻発している場所で、信号を設置する以外に事故防止対策がとれない場合です。

- 2 小中学校（特別支援学校の小中学部を含む。）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。

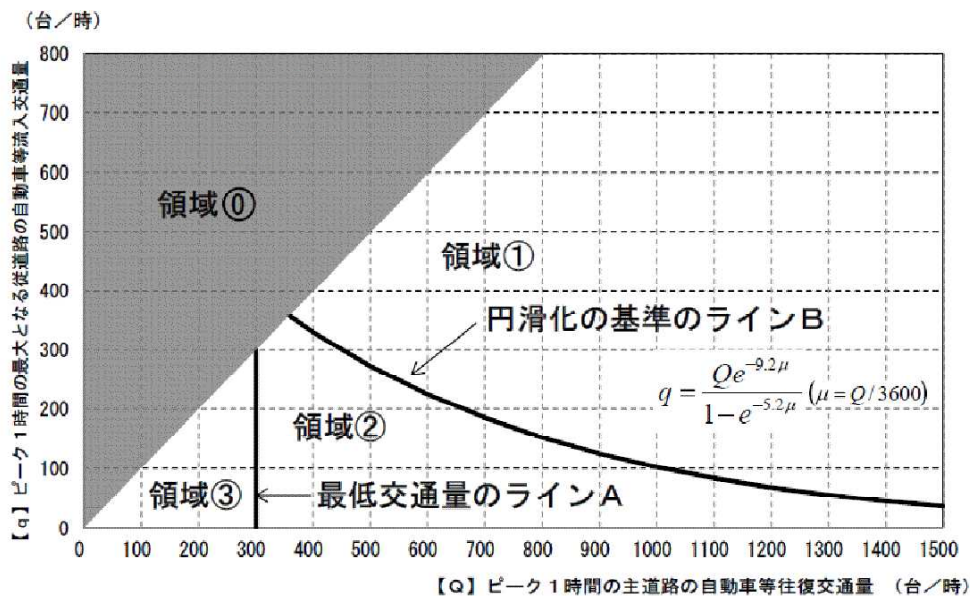
※ 単純に児童や高齢者の利用者が多く見込まれる施設の周辺というわけではなく、他の場所に比べて交通の安全を特に確保する必要がある場合です。

- 3 交差点において、ピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量及びピーク1時間の従道路（従道路が複数ある交差点にあつては、最も自動車等流入交通量の多い従道路）の自動車等流入交通量が、図「信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件」（別添）で示す領域①にあること。

※ 交差する道路の交通量をそれぞれ検討して、信号機による交通整理がなければ円滑な交通量が確保できない場合です。

- 4 歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合であつて、直近に立体横断施設がないこと。

※ 横断歩行者が多く、幹線道路などで交通量も多く歩行者を安全に横断させる必要がある場合です。



(図) 信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件

注：ただし、ピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量が300台未満であっても、1日のうち、ある1時間において、主道路の自動車等往復交通量が300台以上となる場合は、主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間をピーク1時間と置き換えることができるものとする。

ラインの考え方

最低交通量のラインA

1時間の自動車等往復交通量が概ね300台以下となると、歩行者が信号無視をする割合の上昇が急となる傾向が見受けられたことから、300台を最低交通量のラインAとして設定した。

円滑化の基準のラインB

従道路に一時停止規制がある信号のない交差点において、従道路に渋滞が発生する限界交通量を算出する数式を円滑化の基準のラインBとして設定した。このラインより上側の領域(ライン含む)では従道路に渋滞が発生し、下側の領域については従道路に渋滞が発生しないと考えることができる。

領域の考え方

領域④ 理論的に描画されない領域(網掛け部分)

領域①

設置：交通の円滑の確保の観点から、信号機の設置が可能な場所

撤去：交通の円滑の確保の観点から、原則として信号機の撤去について、環状交差点の導入等の十分な検討を要する場所

領域②

設置：交通の円滑の確保の観点から、信号機の設置を要しないが、交通の安全の確保の観点から信号機の設置について検討できる場所

撤去：交通の安全の確保の観点から、問題がない場合については、信号機の撤去について検討できる場所

領域③

設置：原則として信号機の設置を要しない場所

撤去：原則として信号機の撤去の検討を要する場所